

議案第 25 号

栗山町継立地区特定環境保全公共下水道事業の受益者負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栗山町継立地区特定環境保全公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく受益者分担金（以下「分担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される継立地区特定環境保全公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に規定する管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）は地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、その地上権等を有する者と土地所有者とが協議し、当該土地に係る分担金を負担する者を定めた場合は、その者を受益者とみなす。

(分担区)

第3条 この条例において「分担区」とは、分担金の額を算出する単位となる土地の区域をいう。

(分担区の決定等)

第4条 町長は、排水区域及び排水区域に予定される区域を土地及びその他の状況に応じて分担区を区分することができる。

2 町長は、前項の規定により分担区を定めたときは、当該分担区の名称、区域及び土地の面積を告示するものとする。また、分担区の内容を変更しようとするときも同様とする。

(分担区の手当金の総額)

第5条 分担区の手当金の総額は、当該分担区における事業に要する費用のうち污水管渠事業費に係る単独事業費の範囲内の額とする。

(受益者の分担金の額)

第6条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が次条第1項の規定により告示された所有者の土地又は地上権等を有する土地の面積に、次の表に定める分担区の単位分担金額を乗じて得た額とする。

分担区	単位分担金額
継立分担区	1平方メートル当たり 400円

(賦課対象区域の決定)

第7条 町長は、年当初に当該年内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定めこれを告示しなければならない。

2 前項の規定により告示する区域は、同項に規定する告示の日現在においてすでに下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に定める処理区域になっているか、又は翌年度内に処理区域となることが予定される区域でなければならない。

(栗山町栗山地区公共下水道事業の受益者負担に関する条例の準用)

第8条 この条例に定めるもののほか、事業の分担金については、栗山町栗山地区公共下水道事業の受益者負担に関する条例（昭和63年条例第24号）の規定（第1条から第7条まで及び第15条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例の規定中「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(栗山町農業集落排水施設条例の廃止)

2 栗山町農業集落排水施設条例（平成2年条例第16号）は、廃止する。

(栗山町農業集落排水施設条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の栗山町農業集落排水施設条例第10条の規定により準用する栗山町下水道事業の受益者負担に関する条例第7条第1項に規定する賦課対象区域の告示があった区域における分担金については、なお従前の例による。